

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 平成24年6月29日  
【会社名】 株式会社西日本シティ銀行  
【英訳名】 THE NISHI-NIPPON CITY BANK,LTD.  
【代表者の役職氏名】 取締役頭取 久保田 勇 夫  
【本店の所在の場所】 福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号  
【電話番号】 092(476)1111(代表)  
【事務連絡者氏名】 常務執行役員総合企画部長 村上 英之  
【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目11番8号  
株式会社西日本シティ銀行 東京本部 東京事務所  
【電話番号】 03(3563)3330  
【事務連絡者氏名】 東京本部 東京事務所長 貴戸 俊博  
【縦覧に供する場所】 株式会社西日本シティ銀行 大分支店  
(大分市府内町三丁目1番7号)  
株式会社西日本シティ銀行 東京支店  
(東京都中央区京橋一丁目11番8号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)  
証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神二丁目14番2号)

(注) 東京支店は、金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

## 1【提出理由】

平成24年6月28日開催の当行第102期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日  
平成24年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当行普通株式1株につき金2円50銭 総額 1,987,698,080円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成24年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額  
別途積立金 13,100,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額  
繰越利益剰余金 13,100,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の員数を24名以内から20名以内に削減し、役付の監査役として「常任監査役」を新設するものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

本田正寛、久保田勇夫、樋口和繁、礪山誠二、谷川浩道、浦山 茂、高田聖大、川本惣一、岡村定正、石田保之、入江浩幸、北崎道治および日名子泰通を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役1名選任の件

光富 彰を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	647,247	29,714	70	(注) 1	可決 93.8
第2号議案 定款一部変更の件	676,155	868	20	(注) 2	可決 97.9
第3号議案 取締役13名選任の件					
本田正寛	655,857	21,153	20	(注) 3	可決 95.0
久保田勇夫	674,137	2,872	20		可決 97.7
樋口和繁	674,313	2,697	20		可決 97.7
礪山誠二	674,287	2,723	20		可決 97.7
谷川浩道	674,133	2,877	20		可決 97.7
浦山 茂	674,227	2,783	20		可決 97.7
高田聖大	674,268	2,742	20		可決 97.7
川本惣一	674,256	2,754	20		可決 97.7
岡村定正	674,294	2,716	20		可決 97.7
石田保之	674,293	2,717	20		可決 97.7
入江浩幸	674,286	2,724	20		可決 97.7
北崎道治	674,138	2,872	20		可決 97.7
日名子泰通	673,302	3,707	20	可決 97.5	
第4号議案 監査役1名選任の件				(注) 3	
光富 彰	656,385	20,664	20		可決 95.1

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たしたことから、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上